

保育制度・基準改善を求める自治体の意見書・要望①

東京都三鷹市議会（2021年3月29日）

保育の基準の抜本的な引上げと保育士の処遇改善を求める意見書

コロナ禍において、保育現場では児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施責任に基づき、保育受入れが維持され、社会基盤としての保育の重要性が一層明らかになった。職員は感染リスクへの不安と緊張の中でありながらも、子どもとの濃厚接触は避けられず、「新しい生活様式」への対応は困難な状況である。

保育現場における子ども1人当たりの施設面積基準は、戦後直後の基準のまま、例えば2歳以上の保育室で1.98平方メートルしかなく、「遊ぶ・食べる・寝る」の生活の営みを全て同じ保育室で行わなければならないという貧しいものである。

また、保育士配置基準も改善されず、国の職員配置基準は、4歳児以上で30対1は70年以上、1・2歳児で6対1は50年以上放置されたままである。さらに、配置基準は8時間保育が前提になっているが、開所時間が11時間を超えるのが一般的になっている現状やコロナ対策の消毒や給食指導を行うには到底人手が足りていない。

保育士は、高い専門性が求められ、責任の重い仕事にもかかわらず、平均年収は全産業の平均より著しく低い。子どもの育ちを保障するだけでなく、保護者の労働や家族の生活を支え、地域の子育てを支援する役割を果たそうとするほど長時間過密労働となり、大きな負担がかかっている。

今後、新たな保育需要の増大も見込まれており、感染症や自然災害が発生した場合ははじめ、どのような状況にあっても子どもの安全とより豊かな保育を格差なく保障するために、国・東京都の責任で、保育基準の引上げ、環境整備、保育労働者の処遇改善を図ることは緊急の課題である。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 保育に関わる施設基準を抜本的に引き上げること。
- 2 保育士配置基準の改善を図り、保育士の増員を図ること。
- 3 保育士の賃金を引き上げ、専門職にふさわしい処遇に改善すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石井良司

栃木県宇都宮市議会（2021年7月1日）

就学前の子どもに対する教育と保育の一元化に関する意見書

平成8年に地方分権推進委員会第一次勧告において、地域の実績に応じた幼稚園・保育園の共用化等の弾力的な運用の確立が求められ、平成18年に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が制定された。その後、幼保一体化施設として認定こども園制度が開始されるなど、一定の成果は認める。この間、幼稚園・保育園を問わず、希望する全ての子どもへの質の高い幼児教育・保育を保障、保護者の仕事と子育ての両立への支援、男女が平等に活躍できる社会の構築を通して、国家的危機とも言うべき、少子化に伴う人口減少社会への対策につなげることを主な目的とし、推進されてきたところである。直近においては、幼児教育の無償化も実施されるなど、一連の改革を通して、就学前の子どもと保護者にとっての子育て環境は整いつつある。

改革当初こそ、根拠法をはじめとした様々な違いが認識されていた幼稚園と保育園ではあるが、現在においては、前述の認定こども園の開設や幼児教育の無償化等により、利用者側の違いに対する認識はないに等しい状況となった。また、少子化対策、幼児教育への期待の高まり、待機児童の解消、虐待防止、障がい児への合理的配慮、女性の社会進出への支援、保育士・幼稚園教諭の不足、働き方改革への対応、各種事務手続等の煩雑さなど、未だ多く

の課題が残されている。これらの解決へ向け、国も一段の制度改革を進めてはいるが、現段階では十分な成果を得られていない状況にある。

そのような中、菅政権は子ども関連政策を一括して担う組織として、こども庁創設の検討を開始したところである。よって、国においては、今こそ、抜本的な改革により、就学前の子どもに対する教育と保育の一元化を実現するよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 省庁縦割りの弊害を排除し、就学前の子どもに対する教育と保育の一元化を成し遂げること。
- 2 制度設計については、子どもと保護者の権利を優先すること。
- 3 施設運営側の事務手続の軽減を図るとともに、円滑な移行に配慮すること。
- 4 本制度に関わる資格については、一元化に合わせて見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年7月1日

宇都宮市議会

あて先

内閣総理大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・衆・参両院議長

兵庫県西脇市議会（2021年9月24日）

保育従事者の処遇向上のための配置基準の改善等を求める意見書

保育施設は、だれもが安心して子どもを産み育て、働ける社会を実現するための不可欠な社会資源である。子どもたちのために、どのような状況にあっても安心・安全で質の高い保育を格差なく保障するためには、保育士の配置基準の改善など保育従事者の処遇改善、保育環境の整備は重要な課題である。

小学校においては、令和3年度から順次35人学級が導入され、さらなる少人数学級の推進が課題となっている。しかしながら、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育施設の配置基準については、半世紀以上放置されたままである。

コロナ禍の中で、保育施設の重要性は一層明らかになり、保育従事者の処遇向上、とりわけ増員を求める保護者、地域住民の声は大きくなっており、今こそ、国が責任をもって改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては、保育従事者の処遇向上のため、下記の措置を講じられるよう強く求めるものである。

記

- 1 未実施の配置基準の改善等
未実施（子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議（平成24年8月10日）にある0.3兆円超メニュー分）の配置基準の改善（1歳児の職員配置を6：1から5：1、4・5歳児の職員配置を30：1から25：1、子育て支援員の配置等）に必要な予算の確保を図ること。
- 2 0歳児の配置基準の改善等
0歳児の職員配置を3：1から2：1へ改善するとともに、必要な予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月24日

西脇市議会

高知県須崎市議会（2021年12月16日）

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されるが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は70年以上も放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、以下の事項について実現されるよう、強く要望する。

1. 国に対して「保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇を、抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

須崎市議会議員 高橋立一

あて先

内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣・内閣府特命担当大臣（少子化対策）

衆議院議長・参議院議長

高知県南国市議会（2021年12月16日）

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子供の命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されるが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子供30人に保育士1人）は70年以上も放置されている現状にある。

コロナ禍の中で、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ国が責任を持って改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、以下の事項について実現されるよう、強く要望する。

記

1. 国に対して「保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇を抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

可決日 2021 / 12 / 16

提出先

内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）・衆議院・参議院議長

東京都小金井市議会（2021年12月22日）

エッセンシャルワーカーの重要性に鑑み、看護、介護、保育職などの賃金の抜本的な引上げを求める意見書

内閣が発表した新たな経済対策に盛り込まれた看護、介護、保育職などの賃金引上げ策は、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭で月9,000円（月収の3%程度）、看護師については、対象を限定した上で月4,000円（同1%程度）にとどまっており、当面の対象は新型コロナウイルス感染症対応の医療機関への勤務者のみである。

また、期間は来年2月から9月までであり、同年10月以降については、来年度予算編成の過程で検討するというものである。各団体からは、「一桁違う。焼け石に水だ」、「賃金水準、賃金体系を改善し、十分な収入増を実現する恒久的な措置の導入を」など、厳しい批判の声が上がっている。

看護師は、国家資格による専門職であるにもかかわらず、賞与を含む賃金を見ると、経験を積んでも賃金は上昇せず、低い賃金水準となっている。介護に従事する労働者や保育士の賃金水準は更に低く、ホームヘルパーや施設の介護士、保育士はピーク時であっても300万円台である。

非常に低い賃金水準に抑えられている背景には、子育てや看護、介護、福祉などのケア労働に対して、「家事労働的な仕事」であるから、賃金が低くてもよいというジェンダーバイアスのかかった考え方があるのではないかと、いう声も上がっている。

岸田文雄首相がこれらの職種の賃上げを打ち出したのは、こうしたコロナ禍で感染症対応や社会生活の維持に不可欠な「エッセンシャルワーカー」として重要性の再認識と、待遇の低さが問題になり、改善を求める声が高まったからのはずである。岸田首相は、自ら掲げた公約を実現する責任がある。

よって、小金井市議会は、政府に対し、看護、介護、保育職などの賃金の抜本的な引上げを早急に実現することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日

小金井市議会議長 鈴木成夫

あて先

内閣総理大臣・厚生労働大臣

東京都三宅町議会（2022年3月2日）

保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育をおこなうためにも、保育士の処遇改善と施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年で少人数学級化の実施が決まり、順次実施されている。2021年度「小学校基本調査」によれば、公立小学校の学級当たりの児童数は22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予想される。小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は70年以上も見直されず放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

また、コロナ禍は子どもの貧困や虐待などを深刻化させ、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められており、保育士の専門性を高め保育をより充実させていくためにも、保育士不足の解消のためにも、保育士の処遇の改善が課題である。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

1. 国に対して、保育士の処遇を抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年3月2日

三宅町議会

あて先

内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣・地方創生大臣（少子化対策）・衆議院議長・参議院議長

埼玉県春日部市議会（2022年3月18日）

福祉・介護、保育などケア労働者の抜本的な処遇改善を求める意見書

介護職員、保育士、障害福祉職員など、ケア労働に携わる労働者の平均給与は全産業平均より「月10万円低い」状況におかれるなど劣悪な労働条件が長らく放置され、現場は慢性的な人手不足に苦しんでいます。特に介護職員は離職者も多く、慢性的な人手不足が大問題となり、昨年、福祉・介護職員の処遇改善臨時特例交付金で2022年2月から前倒しで収入を3%（平均月額9,000円程度）引き上げる予算が計上されました。また、保育士や学童保育支援員についても、「1人当たり月額平均9,000円の賃金引き上げに相当する額」が予算化されました。

しかし、現場からは「1桁違う」という声があがっています。保育士等は国の配置基準より多くの職員が配置されているために1人月額9,000円の引き上げとはなりません。さらに、国の全額負担は2022年2月から9月までで、10月以降は県や市町村も財源を負担することになっています。

介護や保育、学童保育、障害者福祉などのケア労働者は、コロナ禍で人命を守り、勤労者の生活を支えるかけがえのない役割を果たしており、専門職に相応しい待遇改善は待たなしの課題です。

よって、国におかれましては、ケア労働に携わる労働者の人員配置基準の改善、給料や手当の引き上げなどの抜

本的な処遇改善の全額を国の負担で実施するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

春日部市議会

あて先

内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長

石川県金沢市議会（2022年3月3日）

保育士等の配置基準及び地域区分の見直し等を求める意見書

急速な少子化が進む中、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現が強く求められており、子どもの健やかな成長を支えるためには、質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要である。

現在、保育現場では、日々、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、新型コロナウイルス感染症への対応に努めながら、保育サービスを提供しているところであるが、このような労働環境に置かれている保育士等においては、その責任と負担に見合った処遇が保障されておらず、賃金も低いことから、その確保と定着が喫緊の課題となっている。

公定価格に係る「地域区分」についても、東京23区は「20 / 100地域」と単価が最も高くされている一方で、本市は最も低いものから数えて2番目となる「3 / 100地域」となっている。そのため、都市部と比べ、子どもの育ちを支えている保育士等の待遇に差が生じ、保育人材が都市部へ流出する一因となっている。

また、障害児保育に対応する保育士の加配に係る地方交付税措置については、受入れ障害児数の増加に伴い、平成30年度より交付額が拡充されたが、障害児2人に対して保育士1人の配置を基準とする考え方は見直しされていない。

実際の保育現場では、保育所等が自らの負担で保育士等を雇用するなど、多大な負担が生じている。未来を担う子どもたちが健やかに成長できる地域社会を実現するためには、保育サービスの担い手を適切に確保することが不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 公定価格にある地域区分については、地域の実情も踏まえ、見直しを行うこと。
- 2 保育士の配置基準を引き上げるとともに、障害児保育に対応する保育士等の加配についても配置基準を見直し、地方交付税措置額のさらなる拡充を行うこと。
- 3 保育士等の賃金水準の引上げなどさらなる処遇改善を図ること。
- 4 保育士等の処遇改善に必要な財源を十分確保すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月3日

石川県金沢市議会議長 久保洋子